

国立大学法人九州大学職員の営利企業への就職に関する規程

平成16年度九大就規第13号

施行：平成16年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第21条第3項の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（教員を除く。以下同じ。）の営利企業への就職に関し必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 就業通則第21条第1項に規定する「密接な関係にあった営利企業」とは、退職の日から5年さかのぼった日の属する年度以降の年度(その日の属する年度にあっては、その日以降の期間に限る)のうちいずれかの年度において、本学との間に締結した契約の総額が2千万円以上である営利企業をいう。

(承認の申請)

第3条 職員は、就業通則第21条第2項の規定による承認を得ようとする場合は、事前に申請しなければならない。

(承認の基準)

第4条 本学は、前条の申請があった場合の営利企業への就職については、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、当該営利企業への就職により本学の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合に限り承認する。

- (1) 退職前5年間に、本学と当該営利企業との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある職員が、当該営利企業に就職しようとする場合
- (2) 職員の退職前5年間に係る年度のうちいずれかの年度において本学と当該営利企業との間で締結された契約の総額がその年度の当該営利企業の売上額、仕入額等の総額の25パーセント以上である場合
- (3) 職員が就任予定の営利企業の地位の職務内容に、本学に対する契約の折衝等の業務が含まれる場合

(再承認が必要な場合)

第5条 職員は、営利企業への就職を承認された場合であっても、退職後2年以内において、その承認を得た当該営利企業の地位以外の地位に就任しようとする場合は、改めて本学の承認を得なければならない。ただし、その地位が本学の承認を得た地位とその職務と責任において同様のものであるときは、この限りではない。

(その他)

第6条 承認を得ずに営利企業へ就職をした者とは、本学は業務上の折衝を行わない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。